

令和5年度 学校図書館司書教諭講習実施要項

山口県教育委員会

1 目的

学校図書館法第5条の規定に基づき、学校図書館の専門的職務を掌る司書教諭の資格を取得させる。

2 受講資格

- ① 教育職員免許法（昭和24年法律第147号）に定める小学校、中学校、高等学校又は特別支援学校の教諭の免許状を有する者
 - ② 大学に2年以上在学する学生で6.2単位以上を修得した者
- ※ 既に大学等で学校図書館司書教諭講習規定第3条に規定する所定の単位（5科目10単位）を修得しており、修了証書を申請する者は、「5 申込方法」に従って申請すること。

3 講習科目・単位数及び担当講師

講習科目	単位数	講師
情報メディアの活用	2	山口県立大学 名誉教授 安光 裕子 山口県立大学 教授 畔津 忠博

4 講習日程等

月日（曜）	講習科目 講師	時間	講習会場	受講者 定員
8月 7日（月）	情報メディアの活用	9:00～16:40	山口県セミナー パーク情報・教科 研修棟パソコン 研修室 （山口市秋穂二 島1062）	25人
8月 8日（火）	山口県立大学	9:00～16:40		
8月 9日（水）	名誉教授 安光 裕子	9:00～16:40		
8月10日（木）	山口県立大学 教授 畔津 忠博	9:00～16:40		

5 申込方法

(1) 申込受付期間

令和5年6月5日（月）から6月16日（金）午後5時まで

※ 郵送の場合は、6月16日（金）以前の発信局の消印のあるものまで受理する。

※ 封筒の表に、講習申込者は「司書教諭講習申込書在中」と朱書きすること。

※ 講習を受講せず、修了証書の申請のみを希望する者は、上記の期間内に所定の申込書を提出し、その他の提出書類については、10月11日（水）までに提出すること。

(2) 申込先

山口県教育庁義務教育課指導班 学校図書館司書教諭講習担当

〒753-8501 山口市滝町1-1 TEL 083-933-4600

(3) 提出書類等

提出書類	受講資格 ①の者	受講資格 ②の者	修了証書 申請のみ の者
令和5年度学校図書館司書教諭講習（申請）申込書 （所定の用紙） <申込書作成上の注意> ① 申込書を手書きする場合は、黒のペン又はボールペンを使用し、楷書で丁寧に記入すること。 ② 氏名は、正確、かつ明確明瞭に記入し、必ず「ふりがな」を付けること。 （注）学力に関する証明書又は修了証明書の氏名は、申込書に記載されたものを使用する。 ③ 「教育職員免許状種別及び取得年月日」の欄には、現有免許状の学校種別、種別（専修・一種・二種）、取得年月日及び免許状の番号を記入すること。なお、幼稚園教諭免許状については記載しないこと。	○	○	○ (6/16 まで)
教諭の免許状の授与証明書 授与権者（都道府県教育委員会）の発行するもの。 ただし、現に小学校、中学校、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の教諭の職にある者にあつては、有する教諭の免許状を複写し、所属校校長が原本証明したもので代えることができる（複数の免許状を有する場合は何れか一種類（幼稚園教諭免許状は不可）の授与証明書または免許状の写し）。 なお、改姓、本籍地変更等により、現在有している免許状の記載事項と事実が異なる場合には、提出書類に「戸籍抄本」を添えること。	○		※1 ○ (10/11 まで)
在学証明書		○	
学力に関する証明書（教員免許状取得見込みのわかる書類）		○	
司書教諭科目に係る単位修得証明書 本年度の講習を受講することにより所定の単位（5科目10単位）全てが修得できる者は、既修の単位習得証明書（原本）を提出すること（コピーは不可）。	○	○	○ (10/11 まで)
通信用封筒（受講許可通知書、連絡事項送付用） 住所氏名を明記し、94円分の切手を貼付した長形3号	○	○	
通信用封筒（単位修得証明書送付用） 住所氏名を明記し、140円分の切手を貼付した角形2号 （注）本年度の講習を受講することにより所定の単位（5科目10単位）全てが修得できる者の単位修得証明書は事務局で保管するため、単位修得証明書の写しを送付する。そのため、封筒を必ず全員提出すること。	○	○	
通信用封筒（修了証書用） 住所氏名を明記し、140円分の切手を貼付した角形2号 （注）本年度の講習を受講することにより所定の単位（5科目10単位）全てが修得できる者のみ提出すること。	○	○	○ (10/11 まで)

※1 修了証書申請者で、大学卒業者は「教諭の免許状の授与証明書」、大学在学者は「在学証明書」及び「学力に関する証明書（教員免許状取得見込みのわかる書類）」を提出すること。

6 受講者の決定

受講希望者が定員を超える場合は、次の順位及び申込順で受講者を決定する。

- (1) 既に大学等で一部の単位を修得し、今年度の講習を受講することにより、修了証書が授与される見込みの者
- (2) その他の者

7 受講許可等の通知

受講許可等の通知は、7月初旬～中旬に行う。

8 単位の認定及び単位修得証明書等の授与

- (1) 「出席日数」及び「試験又はレポート」等によって合否を判定する。なお、合格者には、単位修得証明書を授与する（令和5年10月頃の予定）。ただし、所定の単位（5科目10単位）を修得した者に対しては、単修修得証明書の写しを送付する。
- (2) この講習を修了し、所定の単位（5科目10単位）を修得した者に対しては、文部科学大臣が修了証書を授与する（令和6年3月頃の予定）。

9 受講料

原則、無料。ただし、教材費その他の費用として、実費を徴収することがある。

10 その他

- (1) 宿泊の斡旋は行わない。
- (2) 個人情報の利用について

本講習において提出いただいた書類等で得た個人情報は、本講習に係る業務の他、以下に記す業務に利用又は提供します。なお、山口県個人情報保護条例第6条第1項各号に規定されている場合を除き、他の目的で利用又は第三者に提供することはありません。

- ① 本講習の所定の単位を全て修得した者の氏名、住所、生年月日、教諭としての勤務先学校名及び所在地、既得科目又は相当科目の単位数及び教育職員免許状の種類等の個人情報を、学校図書館司書教諭の修了証書の授与に関する業務に利用します。
 - ② 公立学校教員の学校図書館司書教諭資格取得状況の把握に関する業務が円滑に行われるために、氏名、住所、生年月日、教諭としての勤務先学校名及び所在地、既得科目又は相当科目の単位数及び教育職員免許状の種類に限って、本講習に関する個人情報を、山口県教育庁、市町教育委員会に提供することがあります。
- (3) 既に大学等で所定の単位を修得している者について
既に大学等で所定の単位（5科目10単位）を修得している者及び学校図書館司書教諭講習修了者名簿を文部科学省へ提出するまで（例年10月頃）に単位修得見込みの者は、当該大学を通じて修了者の申請を行うこと。

その際、教員免許状所有者については、授与証明書と単位修得証明書を、教員免許状取得見込みの者については、単位修得証明書を提出すること。

- (4) 講習の中止・変更について

・天候や感染症の発生状況等により、やむを得ず中止としたり、実施方法や会場、講師等について変更したりする場合がある。

・中止、変更等については、義務教育課のWebページに掲載するので、各自で変更の有無を確認すること。（<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/site/kyouiku/26892.html>）